



2024年10月1日

ルールを決めるタイミング

公益財団法人 国際通貨研究所
理事長 渡辺 博史

様々な分野で、必要な規則・規範を創る作業が進められているが、なかなかうまく行かない例が多い。規則そのものが出来ないほどに難航するものが多いとは言わないが、定められたものの「出来」が悪く実効性を伴わずに、いわば無視されているものが散見される。

世の中の変化が速い中で生み出された種々の問題への対応というその性格上、どうしても後追いになるが、先を読まない規定整備は、結局施行時に実効性を持ちがなくなっている。金融関係の制度整備も、昔は十年に一回くらいかというゆっくりした感じであったことから、一辺キチンとマスターしてさえいれば、毎年毎年知識の更新などしなくても何とかあったが、最近ではほぼ毎年改訂が行われ、専門家が知識のアップデートに「アップアップ」している状況にあり、更に改訂内容が生煮えだったのか、翌年にまた微調整が入るといふことも起こっている。

昔、金融課税を担当していたことがあるが、その分野の担当部署に着任したときには、極めて精緻に構築された預金利子課税の仕組みに感心したものであるが、その後起こってきた債券取引の課税、デリバティブの課税といった「新しい」事象への取り組みには、未開の土地に一人突き進む感じでかなり苦労した記憶がある。

先が読めないというのは、ある意味ではしょうがない。将来の発展の方向、幅、深度など何もわからないところに「発明」が生じるからである。昔、携帯型の音声再生器材が発明されたときに、「ながら運転」の弊害が意識されたが、発明者が本邦法人であったからとは思わないが、緩めの規制しかしていなかった。それが今や聴覚だけではなく視覚までも失う重度の「ながら行為」まで起こっているのに対し、それなりの規制は講じられ、罰則もあるが、何となく規制が緩い雰囲気が残っている。

最近の事例として聞いたことを挙げてみよう。「スマホを見ながら歩くのは止めましょう」、という放送はしょっちゅう聞くが、これだけ無視されている警告は無いという惨状である。その中で、新しい詐欺行為が出て来ている。それは、人同士がぶつかった際に落としたスマホが「破損して大変だ、弁償しろ」と難癖をつける言わば「スマホ当たり屋」だそうだ。金額交渉に引きずり込まれて時間を取られる、それを回避して「まあ大した金額ではないだろうから払うよ」と安易な合意をすると後から10万円にもな

る請求が来る、といったことまで起こっているようだ。歩きながらスマホを見る人をゼロにするような規制は無理だと思われるので、こういうトラブル処理のルールもなるべく早期に共有して行く必要が有ろう。例えば、「人同士がぶつかった際に、手に持っていたスマホが落ちるなどして損傷した場合には、全て当該スマホの持ち主が自己負担をすることにし、ぶつかった相手に請求することは出来ない」、というルールを早めに決めておかないと、無用なトラブル、詐害行為を増やす恐れが大きい。

また、自転車の運転ルールの乱れは目に余るものが有り、老人にとっては戦火の射撃場を歩いているような恐怖感まで感じる。速度超過のデリバリーの話はここではしないが、子供の運転が懸念される。小学校などの自転車教育、指導がどうなっているか、警察署がどれだけ支援しているかは知らないが、基礎的なルールを早期に教える必要がある。道路交通法では自転車は車両である、と言っても道交法など見たこともない子供へキチンと最低限の規則を教えないと、横断歩道の横断、縦断が当然の如く頻発している状況は改善しない。

また、不適切な自転車運転行為に対し、「青切符」といういわばイエローカードが切られることになったそうだが、施行はまだ少し先のようなようだ。無視される「無駄な規則」になっていないことを期待したい。しかし、罰金の延長という伏線にあたるという性格上なのか、何故か16歳未満には発出されないようだが、これも変な話で、親あるいは学校教師宛に見せるようにその子供に指示して切符を発出し、親・教師からの「見ました」メッセージを求める形で監督するべきだろう。親や教師の言うことなど聞かない、とも思われるが、「見ましたか？」と言う問い合わせを、警察署から親なり教師にすれば、その反射で多少の効果は有ろう。また、その不適切運転を行った子供に自転車傷害保険がかかっていないときには、親にそれなりに「科料」をかすことも考えてよい。被害者を減らすことももちろん肝心だが、加害者になった子供が、想定外の賠償請求に圧倒され悩む親の姿に悩まないようにすることも、このご時世、極めて必要であろう。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2024 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>